

独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日、  
休暇等に関する規程

制 定	平成13年	4月	1日	付け13本消技第	10号
一部改正	平成13年	12月	26日	付け13本消技第	1264号
一部改正	平成14年	4月	1日	付け13本消技第	1532号
一部改正	平成16年	12月	28日	付け16本消技第	1429号
一部改正	平成17年	4月	1日	付け17本消技第	37号
一部改正	平成18年	4月	1日	付け18本消技第	201号
一部改正	平成18年	7月	18日	付け18本消技第	749号
一部改正	平成19年	4月	1日	付け19消技第	211号
一部改正	平成19年	10月	1日	付け19消技第	2537号
一部改正	平成20年	10月	1日	付け20消技第	2284号
一部改正	平成21年	1月	1日	付け20消技第	3119号
一部改正	平成21年	4月	1日	付け20消技第	4193号
一部改正	平成22年	4月	1日	付け21消技第	3794号
一部改正	平成22年	6月	30日	付け22消技第	1039号
一部改正	平成23年	2月	1日	付け22消技第	2906号
一部改正	平成23年	3月	23日	付け22消技第	3800号
一部改正	平成24年	7月	10日	付け24消技第	1025号
一部改正	平成26年	12月	17日	付け26消技第	2590号
一部改正	平成27年	6月	15日	付け27消技第	615号
一部改正	平成29年	1月	1日	付け28消技第	2587号
一部改正	平成29年	4月	1日	付け28消技第	3414号
一部改正	平成29年	5月	11日	付け29消技第	397号
一部改正	平成30年	4月	1日	付け29消技第	3106号
最終改正	平成31年	3月	28日	付け30消技第	2992号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に勤務する国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第2条に規定する一般職の職員（常時勤務を要しない職員（国公法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員の育児休業等に関する規程（平成13年4月1日付け13本消技第91号。以下「育児休業規程」という。）第12条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び育児休業規程第21条第1項に規定する職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項について定めるものとする。

(理事長の責務等)

第2条 理事長は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めるものとする。

2 理事長は、この規程による権限の一部をセンター内の職員に委任することができる。

## 第2章 勤務時間等

### (1週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で理事長が別に定める。

3 育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が別に定める。

4 育児短時間勤務職員に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、10時間から19時間20分までの範囲内でかつ1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。但し、当該時間は、38時間45分から育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とする。

### (週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とする。ただし、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)にあっては、理事長は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、別に週休日を設けることができる。

2 第1項に規定する週休日のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第35条に規定する休日は、日曜日とする。

3 理事長は、1週間のうち第1項に掲げる週休日を除いた5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員等にあっては、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### (始業及び終業の時刻)

第4条の2 職員(次条及び第5条の2に基づく勤務をする職員及び再任用短時間勤務職員等を除く。)の始業時刻及び終業時刻は、別表第1のとおりとする。

2 理事長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により必要と認めるときは、前項に定める始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

3 再任用短時間勤務職員等の始業時刻及び終業時刻は、第1項に定める始業時刻から終業時刻までの範囲内において、前条第3項の規定によりその者に割り振られる勤務時間に応じて、理事長があらかじめ定めるものとする。

(フレックスタイム制勤務による勤務時間等)

第5条 理事長は、職員（次条で定める職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前条に関わらず、理事長が別に定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として別に定める期間（以下、「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

2 前項に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げるものでなければならない。

一 勤務時間は、1日につき6時間以上とすること。ただし、休日等（第27条に規定する休日をいう、以下同じ。）その他別に定める日については、7時間45分とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後3時30分まで（休憩時間を除く。）の連続する5時間は、当該勤務時間を割り振る職員に共通の時間とする。

三 始業時刻は午前7時以後に、終業時刻は午後8時以前とする。

四 休憩時間は、午後0時から午後1時まで及び午後6時15分から午後6時45分まで（終業時刻を午後6時30分以降に設定する場合に限る。）とする。

3 当該勤務時間の割振りに係る職員の申告は、前項に定める基準に適合するものでなければならない。

4 理事長は、前項に規定する申告（以下、この条において単に「申告」という。）は、第2項で定める基準に係る申告を考慮して、勤務時間を割振るものとする。この場合においては、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

5 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業及び終業時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。なお、当該変更については、変更日の3日前までに申告するものとし、単位期間につき1回限りとする。

二 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認められる場合において、別に定めるところにより変更するとき。なお、当該変更については、変更日の3日前までに申告させるものとする。

6 申告並びに第4項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、それぞれ勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿により行うものとし、必要な事項は別に定める。

(育児又は介護を行う職員のフレックスタイムによる勤務時間の割振り等)

第5条の2 理事長は次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第4条第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前条にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき、第4条第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第4条第3項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 中学校就学の始期に達するまでの子（子について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として理事長が別に定める者を含む。以下同じ。）を養育する職員

二 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、職員と同居（職員が日常生活を営むのに支障がある者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。）しているものに限る。）で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下、「要介護者」という。）を介護する職員

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる次の者

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

三 職員は、第1項の規定による申告に当たっては、理事長が定めるところにより、状況申出書を提出するものとする。

2 第1項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第4条第1項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき1日を限度とすること。

二 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき1日（次号において「特例対象日」という。）については、4時間未満とすることができる。

三 月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後2時30分まで（休憩時間を

除く。)の連続する4時間は、当該勤務時間を割り振る職員に共通の時間とする。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りではない。

四 休憩時間は、午後0時から午後1時まで及び午後6時15分から午後6時45分まで(終業時刻を午後6時30分以降に設定する場合に限る。)又は午後0時から午後12時45分まで及び午後6時から午後6時30分まで(終業時刻を午後6時15分以降に設定する場合に限る。)

3 当該勤務時間を割り振る職員の申告は、第1項及び第2項の基準に適合するものでなければならない。

4 理事長は、前項の規定による申告(以下この条において単に「申告」という。)について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

5 理事長は、申告を考慮して第2項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、理事長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりになるように努めるものとし、当該申告どおり週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

6 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りまたはこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び勤務時間の割振られた勤務時間の始業若しくは終業時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業時刻において変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。なお、当該変更については、変更日の3日前までに申告するものとし、単位期間につき1回限りとする。

二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、またはこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に定めるところにより変更するとき。なお、当該変更については、変更日の3日前までに申告させるものとする。

7 第5条第6項の規定は、第4項、第6項及び前項の規定を適用する場合において準用する。この場合において、同条第6項中「申告並びに第4項」とあるのは、「第5項に規定する申告並びに第6項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは、「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに前項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは、「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第1項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

9 前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に関し必要な事項は

別に定める。

10 第5項の規定は、第9項の規定に準用する。

11 第6項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第1項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(週休日の振替等)

第6条 理事長は、職員に週休日に勤務することを命じた場合には、当該勤務を命じた週休日の属する週(週の起算日は土曜日とする。以下この条において同じ。)内にある勤務日を週休日に振替することができる。

2 理事長は、職員に週休日に時間単位で勤務することを命じた場合には、当該勤務を命じた週休日の属する週内にある勤務日の勤務時間を、4時間の勤務を要しない時間に振替することができる。

3 理事長は、前2項の規定により週休日とした日又は勤務を要しない時間とした時間に勤務することを命じた場合には、前2項に規定する最初に勤務を命じた週休日から起算して8週間以内の勤務日を週休日に再振替し、又は8週間以内の勤務日の勤務時間を4時間の勤務を要しない時間に再振替することができる。

(休憩時間)

第7条 職員の休憩時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第17条の勤務時間の適用を受ける職員の1日当たりの勤務時間が8時間を超えて第18条に定める時間外勤務を命じる場合には、15分の休憩時間を別に設けるものとする。

2 理事長は、業務のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休憩時間の時刻を変更することができる。ただし、休憩時間は勤務時間の途中に置くものとする。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)

第8条 職員は、勤務時間が割り振られた日に通常の勤務場所を離れる勤務について、勤務時間を算定し難いときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第9条 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障があると認める場合を除き、理事長が別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻は、別表第3に掲げる種別のいずれかの勤務時間をいう。以下同じ。)をさせるものとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第10条 職員は、別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ前条の規定による請求を行うものとする。

2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。

4 理事長は、前条の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第11条 第9条の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第9条に規定する職員に該当しなくなった場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第9条の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

（修学等をする職員の早出遅出勤務）

第12条 理事長は、次の各号に定める修学をする、又は修学をしている職員（任期付職員及び臨時的職員を除く。）が、当該修学のために請求した場合には、業務の運営に支障があると認める場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に定める大学の夜間課程及びこれに準ずる課程

二 前号に定める機関以外の機関が実施するセミナー、資格講座等であって、法人

- の 業務又は当該職員の職務に関連するもの
- 三 その他、特に理事長が認めたもの

(修学等をする職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第13条 職員は、別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日を明らかにして、あらかじめ前条の規定による請求を行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 4 第10条第4項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第14条 第12条の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る修学をしないこととなった場合
  - 二 当該請求に係る修学が、修学時刻の変更により早出遅出勤務を要しないこととなった場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第12条に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 早出遅出勤務開始日以後、早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第12条の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
  - 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
  - 4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

第15条 第9条から第11条(同条第1項第3号から第5号を除く)までの規定は、要介護者(第33条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第11条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在するセンターに勤務する職員の勤務時間の特例)



第16条 第4条の2第2項の規定に基づき、仙台市内、さいたま市内、小平市内、横浜市内、名古屋市内及び福岡市内に所在するセンターに勤務する職員の始業時刻及び終業時刻は、別表第2のとおりする。

- 2 理事長は、前項の適用を受ける職員の勤務時間を割り振るときは、それぞれの業務の実情を勘案し、その遂行に支障が生じないよう適正な配分に考慮して行う。また、当該勤務時間の割り振りを行う場合は、あらかじめ職員から別に定める勤務時間の特例割り振り願を提出させるものとする。
- 3 理事長は、勤務時間の割り振りを行った場合は、職員に対して勤務時間及び期間を示達又は提示するものとする。

(夏の生活スタイル変革に基づく職員の朝型勤務)

第16条の2 理事長は、職員（育児、介護及び修学等により早出遅出勤務をしている職員及び休憩時間を短縮している職員を除く）が、7月1日から8月31日までの間、勤務時間を早めて勤務すること（以下、「朝型勤務」という。）を請求した場合には、業務に支障があると認める場合を除き、理事長が別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る朝型勤務（始業及び終業の時刻は、別表第5の2に掲げる種別のいずれかの勤務時間をいう。）をさせるものとする。

- 2 第10条及び第11条（第10条第4項、第11条第1項第2号から第4号及び同条第4項を除く）の規定は、朝型勤務を行う職員について準用する。この場合において、第10条及び第11条中「早出遅出勤務」とあるのは「朝型勤務」と、第10条第1項及び第2項中「前条」とあるのは「第16条の2第1項」と、第11条第1項中「第9条」とあるのは「第16条の2第1項」と、第11条第1項第1号中「当該請求に係る子が死亡した」とあるのは「職員が当該請求を取り消した」と読み替えるものとする。

(休憩時間の短縮の特例)

第17条 第4条の2第1項、第7条第1項及び第16条の規定にかかわらず、次に掲げる職員から申し出があり、かつ、業務の運営に支障がないと認められるときは、勤務時間等を変更することができる。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
  - 二 小学校に就学している子を送迎する職員（住居以外の場所へ赴く場合のことをいう。）
  - 三 要介護者を介護する職員
  - 四 出勤及び退勤時の交通機関を利用する時間が30分以上短縮される職員
  - 五 妊娠中の女子職員で通勤を緩和する必要がある職員
- 2 前項の規定により、勤務時間等を変更する場合の勤務時間等は、別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。
  - 3 理事長は、前2項の適用を受ける職員の勤務時間の割り振りを行う場合は、あらかじめ職員から別に定める勤務時間変更願を提出させるものとする。
  - 4 理事長は、勤務時間の割り振りを行った場合は、当該職員に対して勤務時間及び期間を示達又は提示するものとする。

### 第3章 時間外勤務等

#### (時間外勤務)

第18条 理事長は、第3条、第4条第3項、第5条、第5条の2及び第6条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において、労基法第36条の規定に基づき、職員に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずることができる。

2 理事長は、災害その他避けることのできない事由のため緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において、職員に前項に規定する勤務以外の勤務を命ずることができる。

3 前二項により時間外勤務を命ぜられた職員は、勤務時間管理システム（以下、「システム」という。）により当該時間外勤務の申請を行い、理事長の承認を受けるものとする。

#### (育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第19条 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせないものとする。

#### (育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第20条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに前条の規定による請求を行うものとする。

2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。

4 第10条第4項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第21条 第19条の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立

の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第9条に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第19条の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 第10条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限又は免除)

第22条 理事長は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(第18条第2項に規定する時間外勤務を除く。次項において同じ。)をさせないものとする。

2 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1年について120時間、1月について10時間、1日について2時間を超えて、時間外勤務をさせないものとする。

3 理事長は、育児短時間勤務職員に対し、業務のため臨時又は緊急の必要があり、当該職員に命じなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合を除き、第18条に規定する業務をさせないものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限又は免除の請求手続等)

第23条 職員は、時間外勤務制限(免除)請求書により、時間外勤務の制限又は免除(以下「時間外勤務制限等」という。)を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限等開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限等開始日の前日までに前条の規定による請求を行わなければならない。

2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、同条に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

3 理事長は、前条の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限等開始日とする請求であった場合で、前条に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限等開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限等開始日を変更することができる。

4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限等開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限等開始日を当該変更前の時間外勤務制限等開始日の前日までに

当該請求をした職員に対し通知するものとする。

5 第10条第4項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第24条 第22条の規定による請求がされた後時間外勤務制限等開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第22条に規定する職員に該当しなくなった場合

2 時間外勤務制限等開始日から起算して第22条の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同条の規定による請求は、時間外勤務制限等開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

二 当該請求に係る子が中学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 第10条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第25条 第19条から第21条（同条第1項第3号から第5号を除く。）までの規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第19条中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第21条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第26条 第22条（同条第3項を除く。）から第24条（同条第1項第3号から第5号及び第2項各号を除く。）までの規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第22条第1項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び同条第2項中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が

当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、同条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、第23条第2項中「同条」とあるのは「それぞれ同条第1項に規定する支障の有無又は同条第2項」と、同条第3項中「前条に」とあるのは「同条に」と、第24条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

#### 第4章 休日

(休日)

第27条 職員の休日は、次に掲げる日とし、当該休日においては、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
- 二 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- 三 その他理事長が指定する日

(代休日の指定)

第28条 理事長は、職員に休日の全勤務時間について勤務を命じ、当該職員が勤務した場合には、当該休日から起算して8週間以内の勤務日を、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として指定することができる。

- 2 理事長は、職員に代休日の全勤務時間について勤務を命じ、当該職員が勤務した場合には、前項に規定する勤務を命じた休日から起算して8週間以内の勤務日を、当該代休日に代わる日（以下この条において「再代休日」という。）として指定することができる。
- 3 職員は、代休日及び再代休日には、特に勤務することを命じられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

#### 第5章 休暇等

(休暇の種類)

第29条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第30条 職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）の年次休暇は一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一暦年（以下「一の年」という。）において20日とする。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）から引き続き常勤職員となった者を含

む。第3項に定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者(独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員就業規則(以下、「職員就業規則」という。)第47条の規定に基づき退職となる職員、同法第48条の規定に基づき定められた期限が到来することにより退職することとなる職員は除く。)については、その者の在職期間に応じ、別表第6の日数欄に掲げる日数(以下、この条において「基本日数」という。)とする。また、職員就業規則第49条第1項の規定に基づき、定年退職の後、引き続いて職員となる者の当該年における年次休暇の日数は、その者が当該年の初日に付与された日数から、当該日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

2 再任用短時間勤務職員等(第4項及び第5項に掲げる者を除く。)の年次休暇は一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、職員就業規則第50条第1項の規定に基づき、定年退職の後、引き続いて再任用短時間勤務職員となる者の当該年における年次休暇の日数は、その者が当該年の初日に付与された日数から、当該日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員をいう。以下同じ。) 20日に1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じた日数。ただし、当該年の途中において新たに斉一型短時間勤務職員となった者(次項に定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第7の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数。

二 不斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員をいう。以下同じ。) 155時間に第3条の規定に基づき定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)。ただし、当該年の途中において新たに不斉一型短時間勤務職員となった者(次項に定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第8の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数。

3 国公法第2条に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和26年法律第261号)第3条に規定する地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務がセンターの事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものに使用される者(常時勤務を要しない職員を除く。以下「他の国家公務員等」という。)が引き続き職員となった場合又は別に定める場合におけるその者の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数(1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日。20日を超えない場合で1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えた日数（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、理事長が別に定める日数）
  - 二 当該年の中途において新たに他の国家公務員等となり引き続き職員となった者他の国家公務員等となった日において職員となったものとみなして第1項ただし書の規定を適用した場合に得られる日数（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、理事長が別に定める日数）
- 4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては第1項又は第2項に掲げる日数に第6項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。
- 一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業規程第20条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
  - 二 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業規程第20条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
  - 三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を

始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

5 当該年に、再任用職員又は任期付短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）が1週間当たりの勤務時間を異にする再任用職員等となり、斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする不斉一型短時間勤務職員となり、若しくは不斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする斉一型短時間勤務職員となったこと又は再任用短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする任期付短時間勤務職員となり、若しくは任期付短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする再任用短時間勤務職員となったこと（以下「勤務時間の変更等」という。）があった場合における年次休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数とする。

一 当該年の初日に勤務時間の変更等があった場合 同日において勤務時間の変更等があった日における再任用職員等となったものとみなして第1項又は第2項の規定に適用した場合に得られる日数に、第6項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。二において同じ。）を加えて得た日数

二 当該年の初日後に勤務時間の変更等があった場合 勤務時間の変更等があった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして第1項又は第2項の規定を適用した場合に得られる日数に、当該勤務時間の変更等があった日において同日における再任用職員等となったものとみなして同項の規定に適用した場合に得られる日数及び第6項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数から、当該年において同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。）を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0）

6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたもの及び第3項第1号の規定により20日に加えたものを除く。）は、一の年における年次休暇の20日（第2項に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態の変更がされる場合にあっては、当該残日数に前項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。なお、繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱う。

7 年次休暇の単位は、1日又は1時間を単位とする。

8 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分



二 育児休業規程第12条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員、次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業規程第12条第1項第1号 3時間55分

イ 育児休業規程第12条第1項第2号 4時間55分

ウ 育児休業規程第12条第1項第3号又は第4号 7時間45分

三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分

9 年次休暇については、その時期につき、あらかじめシステムに入力して理事長に請求しなければならない。この場合において、理事長は、業務の正常な運営に支障があるときは、他の時期にこれを変更することができる。

10 病気、災害その他やむを得ない事由により、あらかじめ前項の請求ができなかった場合には、事後において請求することができる。

11 第1項から第5項により年次休暇が10日以上付与された職員に対しては、付与された日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、当該職員の意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、当該職員が当該付与された日以後に取得した年次休暇は、その日数分を5日から控除するものとする。

（病気休暇）

第31条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 理事長は、生理日の就業が著しく困難な女性職員が前項の休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させないものとする。

3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の理事長が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年6月2日法律第191号）に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける健康診断結果等の措置について（平成13年4月1日付け13本消技第183号）第1条に規定する指導区分及び事後措置の基準表のうち、生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同第3条第1項の事後措置を受けた場合

- 4 前項ただし書、次項及び第6項の規定の適用については、連続する8日以上の間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として理事長が定める場合にあつては、その日数を考慮して理事長が定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業規程第24条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の理事長が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第6項において「実勤務日数」という。）が20日に達するまでの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項のただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第3項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第3項ただし書及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 第3項ただし書及び第4項から前項までの規定は、臨時的職員、条件付採用期間中の職員には適用しない。
- 9 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。
- 10 病気休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめシステムに入力して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 11 理事長は、第1項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するも

のとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合においては、この限りでない。

12 理事長は、病気休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

#### (特別休暇)

第32条 特別休暇は、特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、別表第9の事由欄の各号に掲げる区分に応じて、同表の期間欄に掲げる期間とする。

2 特別休暇(別表第9第9号から第12号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。))を除く。)は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。

3 特定休暇は、必要に応じて、1日又は1時間(再任用短時間勤務職員等にあつては、1時間)を単位として取り扱う。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

5 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

一 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

三 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

6 特別休暇(別表第9第6号及び第7号の特別休暇を除く。)の承認を受けようとする職員は、あらかじめシステムに入力して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

7 別表第9第6号の申出は、あらかじめシステムに入力して理事長に対し行わなければならない。

8 別表第9第7号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

9 理事長は、特別休暇の請求について、別表第9各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合には、この限りでない。

10 理事長は、特別休暇について、その事由のため勤務しないことが相当と認めることを確認する必要がある場合は、証明書類の提出を求めることができる。

#### (介護休暇)

第33条 介護休暇は、職員が次に掲げる者（第3号に掲げる者にあつては、職員と同居（職員が日常生活を営むのに支障がある者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。）しているものに限る。）で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

一 配偶者、父母、子、配偶者の父母

二 祖父母、孫及び兄弟姉妹

三 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる次の者

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、理事長に対し行わなければならない。

4 理事長は前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（以下、「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、理事長に対し申し出なければならない。

6 前項の規定による指定期間の延長の申出は、できる限り、指定期間の末日から起算して1週間前の日までに行うものとし、同項の規定による指定期間の短縮の指定の申出は、できる限り、当該申出に係る末日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

7 理事長は、職員から第5項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

8 第4項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申

出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 9 理事長は、前項の規定により指定期間を指定する場合において、第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間又は延長申出の期間から除く日に週休日が続くときは、当該週休日を除いた期間の指定期間を指定するものとする。
- 10 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。
- 11 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 12 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻までの連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 13 第1項に規定する指定期間の1回について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の理事長が定める場合には、理事長が定める期間）について一括して請求しなければならない。
- 14 介護休暇の承認を受けて勤務しない職員の給与は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程（平成13年4月1日付け13本消技第14号）第41条に定めるところによる。
- 15 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。
- 16 理事長は、介護休暇の請求について、第1項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとし、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、当該請求に係る期間のうち、業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 17 理事長は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。
- 18 理事長は、介護休暇の承認をした後、当該職員からその事由を添えて撤回の申請があった場合には、この申請を承認するものとする。

#### （介護時間）

- 第33条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
  - 3 介護時間の単位は、30分とする。
  - 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続した

2時間（育児休業規程第24条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 第1項の「連続する3年の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。

6 前条第14項から第18項までの規定は、介護時間に準用する。

（欠勤）

第34条 職員が勤務日に勤務をしなかった場合において、第30条から第33条までの規定により休暇を取得しないときは、欠勤とする。

第6章 妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限に対する措置

（妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限）

第35条 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）が請求した場合には、深夜勤務又は正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

（妊産婦である女性職員の業務軽減等）

第36条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

第7章 職務専念義務の免除等

（妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導）

第37条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認するものとする。

2 前項の健康診査及び保健指導のため勤務しないことを承認する時間は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。

（妊娠中の女性職員の業務軽減等）

第38条 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

（妊娠中の女性職員の通勤緩和）

第39条 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき

は、勤務しないことを承認するものとする。

- 2 前項の規定により職務専念義務を免除する時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない時間とする。

(職員の健康保持増進のための総合的な健康診査)

第40条 理事長は、総合的な健康診査(国家公務員共済組合が計画し、実施するものに限る。)を受けるため、職員が請求した場合には、職務専念義務を免除することができる。

- 2 前項の規定により職務専念義務を免除する時間は、1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

ただし、特別の事情があると認める場合には、2日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(共済保健事業等における予防接種等)

第40条の2 理事長は、次の各号に該当する場合において、職員が請求した場合には、職務専念義務を免除することができる。

- 一 共済保健事業で実施する予防接種
- 二 庁舎内や敷地内において行われる献血

- 2 前項の規定により職務専念義務を免除する時間は、最小限の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(能率増進のための行事への参加)

第41条 理事長は、レクリエーションその他の能率増進のために行う行事(センターが実施するものに限る。)に参加する職員が請求した場合には、年度を通じて、16時間以内の範囲で、職務専念義務を免除することができる。

- 2 前項の規定により職務専念義務を免除する時間は、一つの行事ごとに原則として1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(就業禁止)

第42条 理事長は、第40条に規定する健康診断に基づく療養等の措置の実施その他必要と認められる場合において、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員に、業務に就くことを禁止することができる。

(職務専念義務の免除)

第43条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、この規程に定めるもののほか、職務に専念する義務を免除することができる。

## 第8章 雑則

(勤務時間の割振り等の規定についての別段の定め)

第44条 理事長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情

により、この規程によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間又は代休日の指定について、別段の定めをすることができる。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第45条 常時勤務を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間及び休暇に関する事項については、その職務の性質等を考慮して別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 理事長は、平成14年3月31日までの間、小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある家族を介護する労基法第133条に規定する特定労働者に該当する女性職員が申し出た場合、当該職員の時間外勤務は、4週間について36時間、1年間について150時間を超えない範囲とする。ただし、部課等の業務の遂行を指揮命令する職制上の地位にある女性職員については適用しない。
- 3 センターの設立の前日において国の職員であった者が引き続きセンターの職員(以下「引継職員」という。)となった場合において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第3項又は第7条の規定に基づき、勤務時間の割振りがなされていた職員については、センターの成立の前日まで過不足なく同法第6条第1項に掲げる勤務時間を勤務したものとみなす。
- 4 引継職員となった場合におけるセンター設立の年における年次休暇の算定については、第13条第1項第3号を準用する。
- 5 引継職員となった場合において、センターの設立の日の前日までに受けていた設立の日以後に係る病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児部分休業に相当する休暇又は休業は、この規程に基づく理事長の承認があったものとみなす。
- 6 この附則に定めのない事項については、理事長が定めるものとする。

附 則〔平成13年12月26日付け13本消技第1264号〕

(施行期日)

第1条 この規程の一部改正は、独立行政法人農林水産消費技術センター職員勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(13本消技第1264号)の施行期日から施行する。

(一部改正に伴う経過措置)

第2条 改正後の規程第16条第2項の規定は、規程第16条第5項の規定により介護休暇の承認を受けた職員でこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、改正後の規程第16条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日まで



の間」とする。

- 2 規程第16条第5項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の規程第16条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則〔平成14年4月1日付け13本消技第1532号〕

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年12月28日付け16本消技第1429号〕

(施行期日)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則〔平成17年4月1日付け17本消技第37号〕

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年4月1日付け18本消技第201号〕

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年7月18日付け18本消技第749号〕

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、次に掲げる職員（第18条及び第26条に規定する早出遅出勤務で対応できる職員を除く。）からの申し出により、理事長が業務に支障がないと認める場合の職員の勤務時間、休憩時間及び休息时间については、平成18年10月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
- (2) 小学校に就学している子を送迎する職員
- (3) 要介護者を介護する職員

附 則〔平成19年4月1日付け19消技第211号〕

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術セ

ンター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成19年法律第8号）附則第2条の規定により法律の施行の日において職員となった者に係る勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成19年10月1日付け19消技第2537号〕  
（施行期日）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則〔平成20年10月1日付け20消技第2284号〕  
（施行期日）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則〔平成21年1月1日付け20消技第3119号〕  
（施行期日）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則〔平成21年4月1日付け20消技第4193号〕  
（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第9第2号の特別休暇の事由中の裁判員については、同年5月21日から適用する。

附 則〔平成22年4月1日付け21消技第3794号〕  
（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成22年6月30日付け22消技第1039号〕  
（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正の施行日前においても、次の規定による請求は、施行日後の日を開始日とする

- （1）育児を行う職員の早出遅出勤務の請求
- （2）育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限

附 則〔平成22年2月1日付け22消技第2906号〕  
（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第31条の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

附 則 [平成23年3月23日付け22消技第3800号]  
(施行期日)

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

附 則 [平成24年7月10日付け24消技第1025号]  
(施行期日)

この規程は、平成24年7月10日から施行する。

附 則 [平成26年12月17日付け26消技第2590号]  
(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第30条の規定は、施行日以後、新たに与えられる年次休暇について適用する。

附 則 [平成27年6月15日付け27消技第615号]  
(施行期日)

この規程は、平成27年6月15日から施行する。

附 則 [平成29年1月1日付け28消技第2587号]  
(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の第33条の規定により介護休暇の承認を受けた職員（以下「職員」という。）であって、附則第1条に掲げる規程の施行の日（以下「第1条施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第33条第3項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、理事長は、初日から当該職員の申出に基づく第1条施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

2 前項に規定する「職員の申出」は、指定期間の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、理事長に対し行わなければならない。

3 理事長は、前項の規定により指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、理事長に対し申し出なければならない。

- 5 理事長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、第1条施行日から第1項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

第3条 前条第1項の指定期間の指定の申出は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

附 則 [平成29年4月1日付け28消技第3414号]

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年5月11日付け29消技第397号]

（施行期日）

この規程は、平成29年5月12日から施行する。ただし、第18条第3項、第30条第10項、第31条第10項、第32条第6項及び同条第7項の規定については、平成29年6月1日から施行する。

附 則 [平成30年4月1日付け29消技第3106号]

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [平成31年3月28日付け30消技第2992号]

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 職員の勤務時間（第5条、第7条関係）

始業時刻	終業時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時まで

別表第2 通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在するセンターに勤務する職員の勤務時間（第16条関係）

種別	始業時刻	終業時刻	休憩時間
第1種	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時まで
第2種	午前9時	午後5時45分	
第3種	午前9時15分	午後6時	

別表第3 育児又は介護を行う職員、修学する職員の早出遅出勤務に係る勤務時間（第9条、第12条、第15条、第17条関係）

対象職員	種別	始業時刻	終業時刻	休憩時間
第9条、第12条 又は第15条の適用を受ける職員	A種	午前 7時30分	午後 4時15分	午後0時から 午後1時まで
	B種	午前 7時45分	午後 4時30分	
	C種	午前 8時	午後 4時45分	
	D種	午前 8時15分	午後 5時	
	E種	午前 8時45分	午後 5時30分	
	F種	午前 9時	午後 5時45分	
	G種	午前 9時15分	午後 6時	
	H種	午前 9時30分	午後 6時15分	
	I種	午前 9時45分	午後 6時30分	
	J種	午前10時	午後 6時45分	
	K種	午前10時15分	午後 7時	
第17条の適用を受ける職員	L種	午前10時30分	午後 7時15分	午後0時から 午後0時45分 まで
	A種	午前 7時30分	午後 4時	
	B種	午前 7時45分	午後 4時15分	
	C種	午前 8時	午後 4時30分	
	D種	午前 8時15分	午後 4時45分	
	E種	午前 8時45分	午後 5時15分	
	F種	午前 9時	午後 5時30分	
	G種	午前 9時15分	午後 5時45分	
	H種	午前 9時30分	午後 6時	
	I種	午前 9時45分	午後 6時15分	
	J種	午前10時	午後 6時30分	
K種	午前10時15分	午後 6時45分		
L種	午前10時30分	午後 7時		

別表第4 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合等の勤務時間の特例（第17条関係）

始業時刻	終業時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時	午後0時から午後0時45分まで

別表第5 第16条の適用を受ける職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合等の勤務時間の特例（第17条関係）

種別	始業時刻	終業時刻	休憩時間
第1種	午前8時30分	午後5時	午後0時から午後0時45分まで
第2種	午前9時	午後5時30分	
第3種	午前9時15分	午後5時45分	

別表第5の2 朝型勤務を行う場合の勤務時間（第16条の2関係）

現在の勤務時間		第16条の2の適用を受ける職員		
始業時刻	終業時刻	種別	始業時刻	終業時刻
午前8時30分	午後5時15分	ア種	午前7時30分	午後4時15分
午前9時	午後5時45分	ア種	午前7時30分	午後4時15分
		イ種	午前8時	午後4時45分
午前9時15分	午後6時	ア種	午前7時30分	午後4時15分
		イ種	午前8時	午後4時45分
		ウ種	午前8時30分	午後5時15分

別表第6 職員の在職期間による年次休暇日数（第30条第1項関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え12月に達するまでの期間	20日

別表第7 再任用短時間勤務職員等（斉一型短時間勤務職員）の在職期間による年次休暇日数（第30条第2項第1号関係）

在職期間	1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間	
	1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第8 再任用短時間勤務職員等（不斉一型短時間勤務職員）の在職期間による  
年次休暇日数（第30条第2項第2号関係）

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1 週 間 当 た り の 勤 務 時 間	30時間を超え31時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	29時間を超え30時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	15日
	28時間を超え29時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	9日	10日	11日	12日	14日	15日
	27時間を超え28時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	14日
	26時間を超え27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	14日
	25時間を超え26時間以下	1日	2日	3日	4日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超え25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	23時間を超え24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22時間を超え23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	21時間を超え22時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	11日
	20時間を超え21時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	19時間を超え20時間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日
	18時間を超え19時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日	10日
	17時間を超え18時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	9日
	16時間を超え	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	7日	8日	9日



17時間以下												
15時間を超え16時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	8日
14時間を超え15時間以下	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	6日	7日	8日
13時間を超え14時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	7日	7日
12時間を超え13時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
11時間を超え12時間以下	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日
10時間を超え11時間以下	1日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日	6日
10時間	1日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日	5日

別表第9 特別休暇の事由とその期間（第32条第1項関係）

事 由	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として理事長が別に定める者を含む。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5暦日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までの間に連続する5暦日の範囲内の期間
6 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

<p>8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認める授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>9 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間に2日（再任用短時間勤務職員等にあつては、15時間30分）の範囲内の期間</p>
<p>10 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に第3条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき定められたその者の勤務時間（当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間）を38時間45分で除して得た数を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>11 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。右欄において「小学生以下の子」という。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話のため勤務しないこと又は疾病の予防を図るために必要な予防接種（任意含む。）、健康診断（任意含む。）を行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日（小学生以下の子が2人以上いる職員にあつては、10日）（再任用短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に第3条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき定められたその者の勤務時間（当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間）を38時間45分で除して得た数を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>12 第33条に規定する要介護者の介護その他の世話（要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続代行等）をするため、勤務しないことが相当と認められる場合</p>	<p>一の年において5日（当該要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間</p>
<p>13 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>次の表の親族欄に掲げる親族の区分に応じて同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間とし、暦日によるものとする。</p>

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日

おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
14 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	原則として連続する7暦日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

#### 第16号関係

「これらに準ずる場合」とは、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行う場合等をいう。